

長期履修制度の申請手続について

九州大学大学院人間環境学府

本学府では、学生が、職を有している等の事情により標準修業年限（修士課程及び専門職学位課程は2年、博士後期課程は3年）を超えて、一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し課程を修了することを支援するため、長期履修制度が設置されている。

令和7年10月から、長期履修制度の適用を申請する場合及び期間変更を行う場合は、所定の手続きを行うこと。申請書類は、学務課（人間環境学府担当）にて配付を行う。

問い合わせ先：jbkkyomu1ed@jimu.kyushu-u.ac.jp（メール配付可能）

○長期履修申請（新たに、長期履修制度の適用を申請する者）

- ・対象者
 - ① 現に職を有している者（ただし、休職者は除く。）
 - ② 身体等に障害があるため修学に相当な制限を受けると認められた者
 - ③ 新型インフルエンザ等対策特別措置法の対象とする新型インフルエンザ等感染症等により修学に相当な制限を受けたと認められた者
 - ④ その他やむを得ない事情により、修学に相当な制限を受けると認められた者
- ・期間 長期履修学生の在学期間の限度は、修士課程については4年間、博士後期課程については6年間とする。ただし、対象者の③の場合は、（標準）修業年限を除く長期履修の期間は1年以内とする。
- ・提出書類
 - 1. 長期履修申請書（所定用紙）
 - 2. 以下、該当する書類を提出 ※①～④は上記“対象者”の番号に対応
 - ①在職証明書②医師の診断書又はカウンセラーの所見等④申請事由を証明するもの

○長期履修期間変更（すでに許可されている長期履修期間の変更を申請する者）

- ・対象者
 - 現在、長期履修を許可されている者で、その許可期間を変更する者（当初の標準修業年限を経過している者（最終学期の者を含む）の延長は原則認められない。）
- ・提出書類
 - 1. 長期履修期間変更願（所定用紙）
 - 2. （延長の場合）以下、該当する書類を提出 ※①～④は上記“対象者”の番号に対応
 - ①在職証明書②医師の診断書又はカウンセラーの所見等④申請事由を証明するもの

●申請書類の提出

- ・提出期限：令和7年8月8日（金）（厳守）
- ・提出先：人文社会科学系学務課（人間環境学府担当）

※ 土・日曜日、祝日は受け付けない。

※ 提出書類に不備・不足がある者については、申請を受け付けない。

※ 郵送により申請書類を提出する場合も、8月8日（金）までに必着すること。

送付先：〒819-0395 福岡市西区元岡 744

九州大学人文社会科学系学務課（人間環境学府担当） 宛

○審査結果の通知

申請に対する審査の結果通知書を、申請者の全学基本メールアドレス宛に9月中旬（予定）に送付する。